

産業技術連携推進会議近畿地域部会デザイン分科会 運営要領

1.名称

本会は産業技術連携推進会議近畿地域部会・デザイン分科会（以下「分科会」という）と称する。

2.目的

本分科会は近畿地域公設試験研究機関としての産業デザイン分野（環境や福祉向上に関する分野も含める）に関する業務活動の充実、発展を図り、あわせて近畿地域のデザイン振興に寄与することを目的とする。

3.構成

本分科会の構成は近畿地域における産業デザインに関連のある公設試験研究機関並びに官公関係各部課及び関係地方公共団体により構成する。

4.運営

本分科会の運営は近畿経済産業局、産業技術総合研究所と緊密な連絡のもと、産業技術連携推進会議近畿地域部会の下部組織として、近畿地域公設試験研究機関、官公関係各部課及び関係地方公共団体と相互の密接な連携を保ち、行う。

5.分科会長・運営委員

(1) 本分科会に分科会長を1名及び運営委員を若干名置く。原則として分科会長は年度毎の輪番制とし、その順番は「6会議（3）」に準拠する。

(2) 分科会長は会議を召集し、会議を主宰する。また、必要に応じ運営委員会を開催する。

(3) 運営委員は当該年度の担当機関と前任機関、及び次年度担当機関が就任する。

6.会議

(1) 本分科会の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議する。

ア 近畿地域における産業デザインの振興に必要な研究、指導、調査など課題に関する事項及び上部機関である産業技術連携推進会議近畿地域部会における協議、提案、要望事項

イ 産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会及び同部会デザイン分科会における協議、提案、
要望事項

ウ 試験、研究、調査等の技術交流に関する事項

エ その他必要な事項

(2) 会議は年1回とし、当該年度分科会長の管内で開催することとする。

(3) 分科会長の就任は参加機関の輪番制とし、次の順序によるものとする。

(a)大阪府 (b)京都府 (c)滋賀県 (d)奈良県 (e)兵庫県 (f)京都市 (g)福井県

(4) 会議の開催順序は止むを得ない場合は変更することができる。

7.事務局

本分科会の事務局は分科会長の所属する公設試験研究機関が就任する。

8.会費

本分科会の必要経費はその都度会費として徴収する。

9.補足

この要領に定めるものの他、分科会の運営に必要な事項は会議において協議し、別に定める。

10.付則

この運営要領は平成12年9月14日から施行する。

この運営要領は平成13年9月21日から施行する。

この運営要領は平成14年2月19日から施行する。

この運営要領は平成25年3月15日から施行する。